

(仮称)八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

令和8年5月

八女市 教育部 学校教育課

(仮称)八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨及び目的

八女市の立花校区において、地域住民・保護者・教育関係者による「立花校区小・中学校あり方検討委員会」での議論を経て、9年間の一貫した教育を行う「義務教育学校」として整備することを決定し、令和7年度に「八女市立立花校区小中学校整備基本計画」を策定しました。

小規模化が進む教育環境の中で、子供たちの学びの質の維持および向上、子供たちが安心できる教育環境づくり等の課題があります。

このような課題や期待に応える学校の設計には、八女市の地域性や学校の特性やを取り入れる柔軟な創造力や高度な技術力、豊富な知識、経験が求められます。これらを踏まえ、広く参加者を募集し、本市の(仮称)八女市立立花学園増築改修工事の設計者として最も適切な者を選定することを目的として、本プロポーザルを実施します。

2 業務の内容

(1)業務名称

(仮称)八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託

(2)建設予定地

八女市立花町谷川1058番地

(3)敷地面積

約21,209.05㎡(うち、運動用地7,208.05㎡)

※現状であり今後変更の可能性あり

(4)延床面積

別紙「設計業務委託仕様書」のとおり

(5)用途地域

近隣商業区域、第一種住居区域

(6)業務内容

別紙「設計業務委託仕様書」のとおり

(7)履行期間

別紙「設計業務委託仕様書」のとおり

(8)予算額

業務に係る費用の上限は、132,178,200円(消費税含む)とする。

(9)計画事業の概要

八女市立立花校区小中学校整備基本計画による。

3 受託者の選定

(1)本業務の受託者の選考にあたっては、公募型プロポーザル方式により審査を行い、

契約の相手となる設計候補者と次点者を選定する。

- (2)参加者(以下「建築士事務所」という。)は、審査を経て設計候補者として選定された後、本市と契約に向けた協議を行うものとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、単体企業とし、次に掲げるすべての要件を満たす建築士事務所とする。なお、その者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3)八女市競争入札参加指名停止等措置要綱(平成23年4月1日施行)に基づく指名停止、国、県又は他の地方公共団体からの指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始もしくは更生手続き開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始もしくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (6)令和8・9年度八女市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業所であること、又は参加表明書の提出期限までに本プロポーザルに係る参加資格の審査を受け、資格を有すると認められる事業所
- (7)国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- (8)福岡県内に契約権限のある本社又は支社等を有すること。
- (9)公募開始時点において、建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者が5名以上、設備設計一級建築士の資格を有する者が1名以上勤務していること。(公募開始日における常勤の者(※1)に限る。)
※1＝「常勤の者」とは、6カ月を超える恒常的雇用関係がある者とする。
- (10)平成28年4月1日から公募開始日までに完了した学校施設(小学校、中学校または義務教育学校)の校舎で、総延べ床面積が7,000 m²以上の新築工事または改修工事に係る基本設計及び実施設計業務の実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績を挙げる場合は、代表事務所としてのものに限る。)
- (11)管理技術者(※2)及び主任技術者(※3)を配置できること。
※2 「管理技術者」とは、業務の技術上の管理を行う者をいう。
※3 「主任技術者」とは、管理技術者の下で建築設計に係る各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

5 管理技術者の要件

管理技術者は、次の要件を満たすこと。

- (1)一級建築士の資格取得後10年以上の建築設計の実務経験を有する者であること。
- (2)平成28年4月1日から公募開始日までに完了した学校施設(小学校、中学校または義務教育学校)の校舎で、新築工事または改修工事に係る設計業務(基本設計・実施設計のいずれかでも可)において、管理技術者又は意匠(設計)主任技術者の立場で1件以上携わった者。
- (3)管理技術者は、本業務を主務として総括できる者を配置すること。(公募開始日における常勤の者に限る。)ただし、管理技術者は、主任技術者を兼ねることができない。

6 意匠(設計)主任技術者の要件

意匠(設計)主任技術者は、次の要件を満たすこと。

- (1)一級建築士の資格取得後5年以上の建築設計の実務経験を有する者(1名以上)であること。(公募開始日における常勤の者に限る。)
- (2)平成28年4月1日から公募開始日までに完了した学校施設(小学校、中学校または義務教育学校)の校舎で、新築工事または改修工事に係る設計業務(基本設計・実施設計のいずれかでも可)において管理技術者又は意匠(設計)主任技術者の立場で1件以上携わった者。
- (3)他の業務分野の主任技術者を兼ねないこと。
- (4)本業務を主務として各担当業務分野を総括できる者を配置すること。

7 構造、電気設備、機械設備主任技術者の要件

構造、電気設備、機械設備主任技術者は、次の要件を満たすこと。

- (1)6に記載した意匠(設計)主任技術者のほか、構造、電気設備、機械設備の担当業務分野ごとの主要な設計業務を行う主任技術者として、各1名以上を配置すること。(公募開始日における常勤の者に限る。)
- (2)他の業務分野の主任技術者を兼ねないこと。
- (3)構造主任技術者は、一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有する者であること。
- (4)電気設備及び機械設備主任技術者のうちどちらか一方は、設備設計一級建築士の資格を有する者で、もう一方は設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

8 失格要件

次の要件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1)本プロポーザルの審査を行う審査委員会及び事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。

- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- (3) 指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合。
- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - ② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ④ 虚偽の記載があるもの(契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。)

9 参加資格審査申請書等の提出書類及び提出方法等

令和8・9年度八女市競争入札参加資格を有しておらず、本プロポーザルに参加しようとする者は、期限までに次のとおり参加資格審査申請書及び資料(以下「参加資格審査申請書等」という。)を提出し、参加表明書の提出期限までに本プロポーザルに係る参加資格の審査を受け、資格を有する必要がある。

(1) 参加資格審査申請書等の提出書類及び添付資料等

- ① 参加資格審査申請書
- ② 登記事項証明書
- ③ 資格等を証明する書類
- ④ 営業所一覧表
- ⑤ 委任状
- ⑥ 使用印鑑届
- ⑦ 印鑑登録証明書
- ⑧ 役員名簿
- ⑨ 財務諸表等
- ⑩ 国税、県税、市税等の滞納のない証明書(写し可)
- ⑪ 誓約書

※提出書類の作成要領及び添付資料等については、別添「参加資格審査申請要領」を参照のこと。

(2) 参加資格審査申請書等の提出

① 提出方法

参加資格審査申請書等の提出書類は、次の期間、受付場所に郵送(書留などの配達記録が残る方法によること。)もしくは持参により提出すること。封筒には、「業務名」及び「参加資格審査申請書等資料在中」と朱書きすること。なお、提出資料に不備があった場合や受付締切日時までに到達しなかった場合は、失格となるので注意すること。

② 提出部数

別紙「参加資格審査申請要領」を参照のこと。

③ 受付期間

令和 8 年5月18日(月)から同年5月29日(金)まで(市役所閉庁日を除く。)の9時から17時までとする。なお、郵送による場合も、この日時までに受付場所に必着のこと。

④ 受付場所

〒834-8585八女市本町647番地
八女市 教育部 学校教育課 施設係 電話 0943-24-9450

10 参加表明書等の提出書類及び提出方法等

本プロポーザルに参加しようとする者は、期限までに次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。

(1)参加表明書等の提出書類及び添付資料等

- ① 参加表明書(様式第1号)及び添付資料
- ② 建築士事務所の組織体制(会社概要)(様式第2号)及び添付資料
- ③ 建築士事務所の業務実績(様式第3号)及び添付資料
- ④ 業務の実施方針(様式第4号)
- ⑤ 今回の業務実施体制(様式第5号)及び添付資料
- ⑥ 配置予定技術者の業務実績等一覧(様式第6号)及び添付資料
- ⑦ 質問書(参加表明書等関係)(様式第7号)※質問がない場合は提出不要
- ⑧ 暴力団に関与の無い旨等の誓約書兼承諾書(様式第8号)
- ⑨ 国税、県税、市税等の滞納のない証明書(写し可)

※提出書類の作成要領及び添付資料等については、別添「参加表明書等の作成要領」を参照のこと。

(2)参加表明書等の提出

① 提出方法

参加表明書等の提出書類は、次の期間、受付場所に郵送(書留などの配達記録が残る方法によること。)もしくは持参により提出すること。封筒には、「業務名」及び「参加表明書等資料在中」と朱書きすること。なお、提出資料に不備があった場合や受付締切日時までに到達しなかった場合は、失格となるので注意すること。

また、参加表明書の提出時点で9の参加資格審査の結果が通知されていない者についても提出を妨げないが、その後の審査において資格を有しないと判定された場合、又は本プロポーザルの参加資格確認日までに審査が完了しない場合は、提出された参加表明書等は無効とし、本プロポーザルへの参加は認めないものとする。

② 提出部数

別紙「参加表明書等の作成要領」を参照のこと。

③ 受付期間

令和 8 年 6 月 8 日(月)から同年 6 月 12 日(金)まで(市役所閉庁日を除く。)の 9 時から 17 時までとする。なお、郵送による場合も、この日時までに受付場所に必着のこと。

④ 受付場所

9-(2)-④に同じ。

(3)参加表明書等に関する質疑応答

① 質問受付方法及び期間

様式第 7 号に必要事項を記載し電子メールで提出のこと。期間は令和 8 年 5 月 25 日(月)から同 5 月 29 日(金)の正午まで。

提出先メールアドレス shisetsukakari@city.yame.lg.jp

② 回答方法

参加表明書等に関する質問は、令和 8 年 6 月 5 日(金)までに、八女市ホームページ上で回答書を公開する。

11 技術提案書等の提出書類

参加表明書等による一次審査(書面審査)の選定通知を受けた者は、期限までに次のとおり技術提案書及び資料(以下「技術提案書等」という。)を提出しなければならない。

(1)技術提案書(様式第 9 号)

(2)業務の実施方針等(様式第 10 号)

(3)特定テーマに対する技術提案(様式第 11-(①~③)号)

(4)参考見積書(様式第 12 号)※明細(任意様式)を添付

(5)質問書(技術提案書等関係)(様式第 13 号)※質問がない場合は提出不要

※提出書類の作成要領等については、別添「技術提案書等の作成要領」を参照のこと。

12 技術提案書等の提出方法及び質疑応答

(1)技術提案書等の提出

① 提出方法

技術提案書等の提出書類は、次の期間、次の受付場所に郵送(書留などの配達記録が残る方法によること。)もしくは持参により提出すること。封筒には、「業務名」及び「技術提案書等資料在中」と朱書きすること。

② 提出部数

別紙「技術提案書等の作成要領」を参照のこと。

③ 受付期間(予定)

令和 8 年 7 月 13 日(月)から同年 7 月 17 日(金)まで(市役所閉庁日を除く。)の 9 時から 17 時までとする。また、郵送による場合も、この日時までに受付場所に

必着のこと。

※早期に一次審査の結果を通知する際は、受付期間を早める場合があります。
(変更後の受付期間は、一次審査結果通知書に記載する。)

④ 受付場所

9-(2)-④に同じ。

(2)技術提案書等に関する質疑応答

① 質問受付方法及び期間(予定)

様式第13号に必要事項を記載し電子メールで提出のこと。期間は令和8年6月29日(月)から同7月3日(金)の正午まで。

提出先メールアドレスは、10-(3)-①に同じ。

※早期に一次審査の結果を通知する際は、受付期間を早める場合があります。
(変更後の質問受付期間は、一次審査結果通知書に記載する。)

② 回答方法(予定)

技術提案書等に関する質問は、令和8年7月10日(金)までに、技術提案書等の提出を要請したすべての者に対して、電子メールにより回答する。

※早期に一次審査の結果を通知する際は、回答を早める場合があります。
(変更後の回答期限は、一次審査結果通知書に記載する。)

13 審査及び選定方法

本プロポーザルの審査は「(仮称)立花学園増築改修工事設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会」が行う。なお、審査については、別紙「審査要領」によるものとする。

(1)一次審査(以下「書面審査」という。)

参加表明書等の提出書類に基づき、以下について書面審査を行い、技術提案書等に関する二次審査(プレゼンテーション審査)に進む者を選定する。

- ① 能力の評価
- ② 実績の評価
- ③ 業務の実施方針

(2)二次審査(以下「プレゼンテーション審査」という。)

書面審査で選定した者を対象として、技術提案書等に関するプレゼンテーション審査を実施し、以下の評価項目について評価を行い、設計候補者及び次点者を選定する。

- ① 業務の実施方針等
- ② 特定テーマに係る技術提案
- ③ 業務の実施能力
- ④ 参考見積 ※評価対象外

13 プレゼンテーション審査実施の通知等

- (1) 書面審査の結果、プレゼンテーション審査への出席を要請する者に対しては令和 8 年 6 月 26 日(金)までに通知する。プレゼンテーションの要領は別紙「審査要領」を参照のこと。
- (2) プレゼンテーション審査対象者として選定されなかった者に対しては、その旨書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は任意)により、非選定理由について説明を求めることができる。

14 プレゼンテーション審査の実施等

(1) 実施場所及び日時等

- ① 実施会場: 八女市役所内
- ② 実施日時: 令和 8 年 7 月 24 日(金) 予定
※会場及び時間等の詳細は後日通知する。
- ③ 出席者等については審査要領を参照のこと。

- (2) プレゼンテーション審査に出席しない場合は、受注意思がないものとみなし選定しない。

15 設計候補者の選定等

- (1) 提出のあった技術提案書等を審査し、市は審査委員会により選定された設計候補者と次点者に対して、選定した旨の通知を令和 8 年 7 月 31 日(金)までに行う。
- (2) 設計候補者、次点者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は任意)により、非選定理由について説明を求めることができる。

16 契約の締結

市は、設計候補者として選定した者と随意契約に向けた協議を行う。この協議の中で業務委託条件、仕様等は若干の修正を行うことがある。契約の合意に至らなかった場合、本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者に選定された者と契約に向けた協議を行う。なお、契約は八女市契約規則に基づき行う。

17 その他

(1)委託料の支払条件等

令和8年度 請負金額の内、次に相当する額以内
(基本設計業務、地質調査業務、実施設計業務の100分の30)

令和9年度 支払い済額を除く全額

その他、別紙「設計業務委託仕様書」のとおり

- (2)参加報酬は、無報酬とする。参加資格審査申請書等、参加表明書等、技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーション審査等に関する費用は、すべて参加する者の負担とする。
- (3)手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (4)本プロポーザルで提出された書類は返却しない。
- (5)提出された書類の内容に第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。
- (6)参加表明書等及び技術提案書等の著作権は参加する者に帰属するが、市が公表等を行う場合は、参加した者はそれを認めるものとする。
- (7)提出書類作成のために八女市から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、八女市の了解なく公表・使用することはできない。
- (8)本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八女市情報公開条例に基づき対応する。
- (9)本プロポーザル及び業務の詳細等については、「参加資格審査申請書要領」「特記仕様書」「参加表明書等の作成要領」「技術提案書等の作成要領」「審査要領」も参照すること。

18 実施スケジュール

| 区分 | 項目 | 日程 |
|------|-----------------|---------------------|
| 一次審査 | 実施要領の公表(公募開始) | 令和8年5月18日(月) |
| | 質問(参加表明書等)受付期間 | 同 5月25日(月)~5月29日(金) |
| | 参加資格審査申請受付期間 | 同 5月18日(月)~5月29日(金) |
| | 質問への回答(HP)期限 | 同 6月5日(金) |
| | 参加表明書等の受付期間 | 同 6月8日(月)~6月12日(金) |
| | 参加資格審査結果の通知 | 同 6月12日(金)まで |
| | 一次審査(書面審査)結果の通知 | 同 6月26日(金)まで |

| | | |
|--------------|-------------------|----------------------------|
| 二次 審 査 | 質問(技術提案書等)受付期間 | 同 6月29日(月)~7月3日(金) ※予定 |
| | 質問への回答期限 | 同 7月10日(金)※予定 |
| | 技術提案書等の受付締切 | 同 7月13日(月)~7月17日(金) ※予定 |
| | 二次審査(プレゼンテーション審査) | 同 7月24日(金)※予定 |
| | 二次審査結果の通知 | 同 7月31日(金)※予定 |
| | 契約締結時期 | 同 8月上旬 ※予定 |

※上記の参加資格審査は、令和8・9年度八女市競争入札参加資格を有しておらず、本プロポーザルに参加しようとする者の参加表明提出期限前の事前の資格審査を示す。